

✿ 令和8年度 ✿ 大槌町保育園・認定こども園等 支給認定・利用申込案内



問い合わせ先：健康福祉課（0193-42-8715）

■ 申込方法について

1 受付期間

(1) 令和8年1月～4月の入所希望の方

令和7年12月1日(月) ～ 12月19日(金) 申込先：大槌町役場健康福祉課

※12月6日（土）に限り、休日窓口を設置します。（9時から12時まで）

(2) 令和8年5月から令和9年3月入所希望の方

入所を希望する月の前月の1日～15日まで 申込先：大槌町役場健康福祉課

例) 5月入所希望の場合…受付期間は4月1日から4月15日まで

2 入所申込に必要な書類

(1) 保育園・認定こども園(保育部分)・小規模保育所を利用希望の方

① 支給認定申請書(兼入所申込書兼現況届)

② 保育所等入所児童記録票

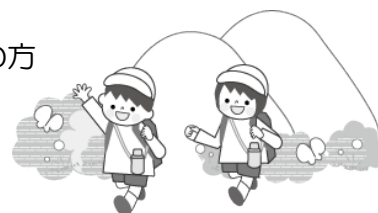
③ 家庭状況申告書

④ 同意書・誓約書

⑤ 就労証明書など、保育が必要な事由が分かるもの

※3ページ「保育利用について」を確認し、必要書類を提出してください。

※⑤については、きょうだいでの申込みの場合は1部のご提出で結構です。



(2) 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用希望の方

① 支給認定申請書(兼入所申込書兼現況届)

② 同意書・誓約書

(3) マイナンバー(個人番号)制度について

「行政手続きにおける特例の個人を識別するための番号の利用などに関する法律」の施行により、各種申請書を提出する際に、マイナンバーの記載が必要になりました。「支給認定申請書(兼入所申込書兼現況届)」にマイナンバーを記載することにより、所得課税証明書の添付を省略できます。マイナンバーを記載した場合は、次の①、②のいずれかを窓口でご提示いただき、申請保護者の番号確認と身元確認をさせていただきます。

① マイナンバーカード のみ

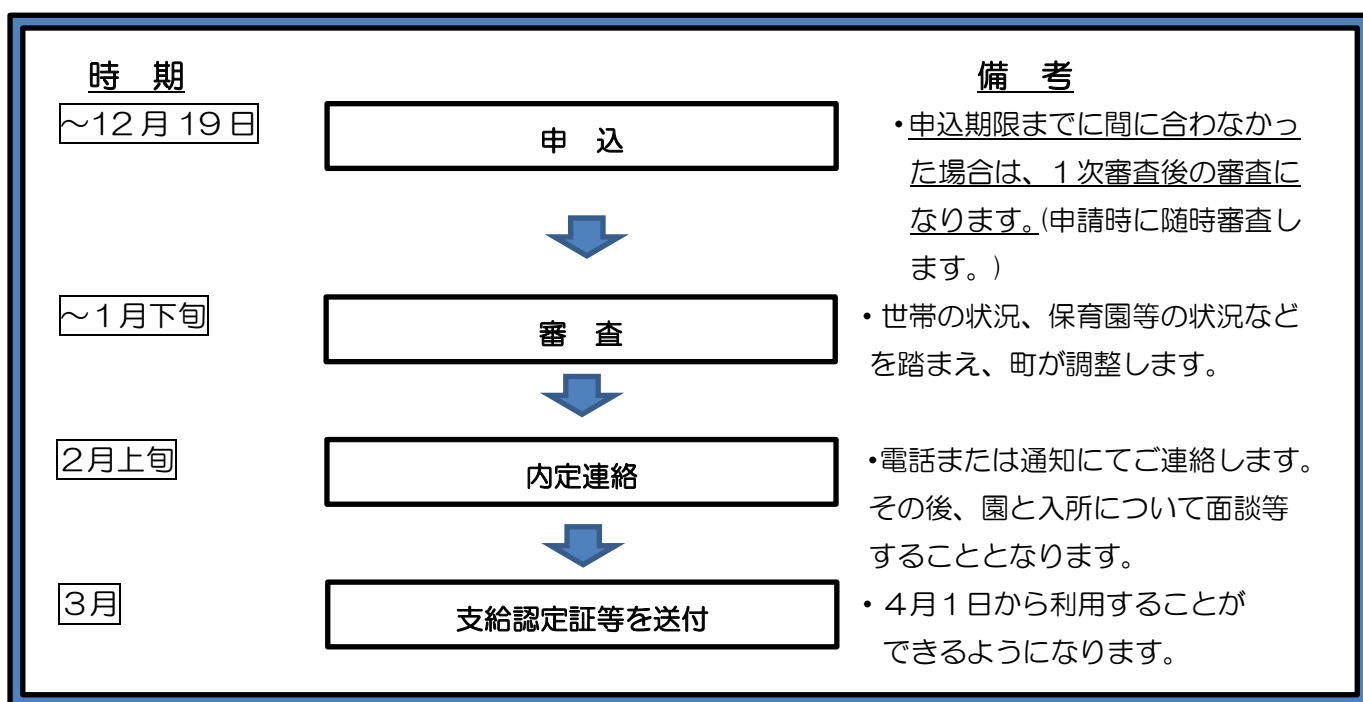
② 通知カード と 運転免許証など身元確認書類

(4) その他注意事項

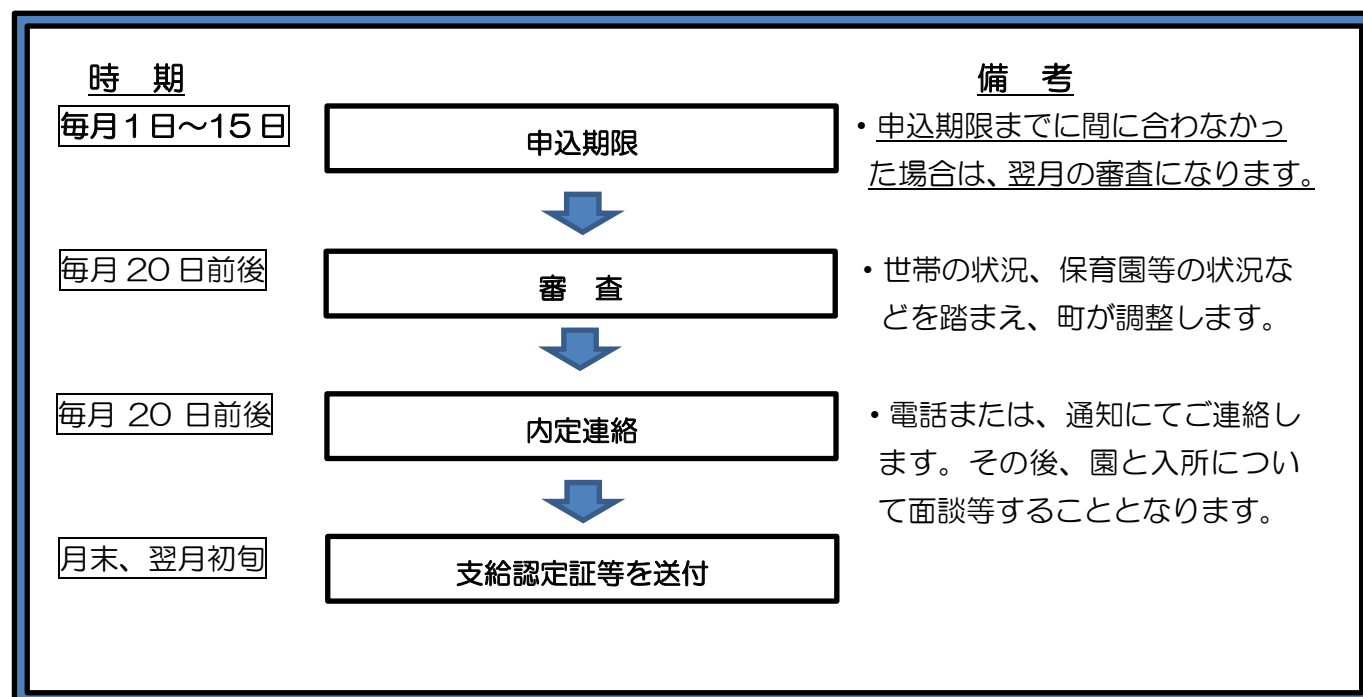
- ・入所申込の申請は、年度末まで有効です。保育園等に空きがなく、入所できなかった場合、翌月以降も自動的に入所審査の対象となりますので、毎月申請書を提出していただく必要はございません。入所が可能になった月の前月にご連絡します。
- ・世帯内に障がい者を有する方がいる場合は、障がい者が確認できる書類を提出してください。(各種障がい者手帳、特別児童扶養手当受給者証等)

3 申込から利用までの流れ

(1) 令和8年4月からの利用申込



(2) 令和8年5月からの利用申込



■ 保育利用について

保護者が次の①～③のいずれかに該当し、かつ、下表の「保育が必要な事由」のいずれかに該当する場合、保育園・認定こども園(保育部分)・小規模保育所の利用申込ができます。

- ① 住所(児童が両親と別居している場合には、児童を保育している方の住所)が大槌町にある場合。
- ② 入所希望月の前月末までに大槌町に転入予定である場合。
- ③ 申込児童の父または母の就労先が大槌町にある場合。

※②、③で申し込まれる方は、お申込み方法が異なる場合がございます。事前に大槌町役場健康福祉課(0193-42-8715)までお問い合わせください。

【表】

保育が必要な事由	認定基準	保育必要量 ※	入所期限	必要書類	備考
就労	月 120 時間以上の就労	標準	年度末(翌年 3 月 31 日)まで	就労(予定)証明書	自営業の場合は、 <u>地区の民生委員の証明が必要です。</u>
	月 48 時間以上 120 時間未満の就労	短時間	年度末(翌年 3 月 31 日)まで	同上	同上
妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間もないこと	標準	産前8週 産後8週	母子健康手帳の表紙の写し及び出産予定日が分かる箇所の写し	産前8週前の日が属する月の初日から、産後8週後の日が属する月の末日
疾病・障がい	疾病、障がいにより保育することができない	標準	年度末(翌年 3 月 31 日)まで	障害者手帳(写し)または診断書	
介護・看護	同居または長期入院等している親族の介護・看護	標準	年度末(翌年 3 月 31 日)まで	介護・看護申立書兼証明書	
災害復旧	火災、風水害、地震等の災害復旧にあたっている	標準	年度末(翌年 3 月 31 日)まで	届出書及び事実を証明できる書類	
求職活動	求職活動を継続的に行っている	短時間	入所から3か月間	求職活動申立書	
就学	学校等に在籍、または職業訓練を受けている	標準 または 短時間	修了予定日の月末	在学証明書または在学していることが分かる書類	
その他	その他町長が認める場合	標準 または 短時間	町長が認める日	町長が必要とするもの	

※「保育必要量」の詳細は、4 ページ「支給認定について」をご確認ください。

■ 支給認定について

保育園等を利用するにあたり、表1の支給認定を受ける必要があります。2・3号認定を受けた場合、保育がどの程度必要か、保護者の状況等から、保育必要量・保育利用可能時間を個別に判断します(表2)。

【表1】

支給認定区分	対象者
1号認定 (教育標準時間認定)	<u>満3歳以上</u> の子どもで、幼稚園または認定こども園での <u>教育を希望</u> する場合。
2号認定 (保育認定・満3歳以上)	<u>満3歳以上</u> の子どもで、3ページの「保育が必要な事由」に該当し、保育園または認定こども園での <u>保育を希望</u> する場合。
3号認定 (保育認定・満3歳未満)	<u>満3歳未満</u> の子どもで、3ページの「保育が必要な事由」に該当し、保育園または認定こども園での <u>保育を希望</u> する場合。

【表2】

保育必要量	保育利用可能時間※	備考
保育標準時間	最長 11 時間	各園によって受入時間帯が異なります。
保育短時間	最長 8 時間	

※延長保育時間を除きます。

■ 保育料について

令和元年 10 月から、保育園・認定こども園等を利用しているすべての子どもたちの保育料(副食費 4,900 円を含む。)が0円となりました。保育料が0円となるためのお手続き等は、基本的にはありません。ただし、以下に該当する方で預かり保育の利用料等の無償化を希望される方はお手続きが必要です。

☆幼稚園、認定こども園(1号部分)に入園予定の方(在園中の方を含む)で、預かり保育を利用し、かつ保育が必要な事由に該当する方。

→預かり保育の利用料の一部(月額 11,300 円まで)が無償となります。無償化のためには、現在お持ちの1号認定に加え、施設等利用給付認定を受ける必要があります。提出書類のご案内をしますので、健康福祉課にお申し出ください。

☆保育園の入所申込みをし、入所できなかった方で、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業を利用する方。

→認可外保育施設等の利用料の一部(3～5歳児は月額 37,000 円まで、0～2歳児の非課税世帯は月額 42,000 円まで無償化。0～2歳児の課税世帯は無償化対象外。)が無償となります。無償化の対象となるかお調べし、お手続きをご案内しますので、健康福祉課にお申し出ください。

留意点

- ・預かり保育については、利用希望者が多い場合、希望者全員を受入れできない可能性もございます。
- ・幼稚園については、月額 25,700 円を上限に、月々の保育料が無償となります。
- ・通園送迎費や行事費などこれまで園に直接納めていた費用については、今後も保護者の負担になりますが、副食(おかず・おやつ等)の費用については無償化されます。